

都市計画区域マスタープラン を策定します

千葉県では、都市計画法の改正により、すべての都市計画区域で整備・開発及び保全の方針を定める「都市計画区域マスタープラン」を平成16年5月を目標に策定することになりました。

その内容は、都市計画区域について長期的な視点に立った都市の将来の姿を明らかにするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示そうとするもので、光都市計画区域については次のとおりです。

1. 都市計画の目標
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ①交通施設の都市計画の決定の方針
 - ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 - 3) 自然環境の整備または保全に関する主要な都市計画の決定の方針



策定にあたって、皆様からのご意見をいただくため、マスタープランの原案を役場都市建設課都市整備室に用意してあります。また、ご意見やご質問については、窓口でお受けします。

●閲覧期間 平成14年8月8日(木)から8月21日(水)（土曜日・日曜日を除く）

屋 外 広 告 物

はり紙、立て看板、広告塔、広告板、アドバルーン、建物などの外側に表示される文字、シンボルマーク、商標、写真、絵画などは、屋外広告物となります。

昨年5月11日の都市計画区域の指定に伴い、町内全域が許可の必要な区域となりました。これから設置を予定されている方、また、すでに設置されて手続きが済んでいない方は、役場都市建設課都市整備室にご相談ください。

なお、冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示したり、設置するものについては、許可の必要はありません。